重要事項説明書

令和８年度入園用

（令和８年２月１日現在）

住之江保育園

住之江保育園　重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。
ただし、令和８年２月１日現在のものです。

1　施設運営主体

名　　称	社会福祉法人住之江福祉会
所 在 地	大阪市住之江区御崎５丁目９番１６号
電話番号	０６-６６８５-５６０９
代表者氏名	理事長　奥野　裕次

2　利用施設

施設の種類	保育所
施設の名称	住之江保育園
施設の所在地	大阪市住之江区御崎５丁目９番１６号
連　絡　先	電話番号０６-６６８５-５６０９ FAX０６-６６８６-４５１９
管　理　者	園長　奥野　裕次
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認可定員	０歳児　５人　１歳児　１１人 ２歳児　１６人　３歳児　１６人 ４歳児　１６人　５歳児　１６人
利用定員	満３歳以上の児童　４８人 満１歳以上満３歳未満の児童　２７人 満１歳未満の児童　５人
開設年月日	昭和４２年　８月　１日
事業所番号	2710051004366
ホームページ	http://suminoe.ed.jp/

3　施設の目的・運営方針

住之江保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

(1)　「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

(2)　「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

(3)　「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4　当園における施設・設備等の概要

(1)　施　設

敷　地		４９６．２８㎡
園　舎	構　造	鉄骨モルタル造 ３階建のうち３階
	延べ面積	４１１．３３㎡
園　庭		地上園庭 221.28 ㎡　　屋上 196 ㎡

(2)　主な設備

設備	部屋数	備　考
乳児室	１室	
ほふく室	１室	
保育室	４室	ばら組（満２歳児クラス）、ひまわり組（満３歳児クラス）、たんぽぽ組（満４歳児クラス）、すみれ組（満５歳児クラス）について各１室
教材室	１室	
調理室	１室	
事務所	１室	
調乳室	１室	

5　提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成 29 年厚労告 117 号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1)　特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記８に記載する時間において、保育を提供します。

(2)　送迎

保護者による送迎を実施します。

(3)　その他

6　職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲）３月１日現在

職　種	職務の内容	員数	内常勤	内非常勤	備考
園長	園務をつかさどり、所属職員を監督	1	1		
副園長	園長を助け、命を受けて園務の一部を調整、園児の保育をつかさどる	1		1	
保育士	園児の保育	9	6	3	
調理員	給食調理	3	1	2	栄養士と兼務

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年３月 30 日大阪市条例第 49 号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。
なお園児の処遇を向上させるため条例の定める基準を上回る配置を行っています。
その為職員数は園児数により変更する場合や、業務の都合により配置替等行うことがあります。

＜各職種の勤務体系＞

職　種	勤務体系
園長	正規の勤務時間帯（10：00～18：00）
主任保育士	正規の勤務時間帯（8：00～17：00）
保育士	正規の勤務時間帯（8：00～18：00）
栄養士	業務委託先の規定による
調理員	〃

※　ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

なお調理業務については委託を行っています。

委託先：株式会社プロバイダー

委託期間：平成26年4月1日から平成27年3月31日（毎年更新）

従事者数：3名

7　保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、祝祭日、は休園となります。

年末年始（12月29日から1月5日）創立記念日（7月31日）及び盆（8月13日から8月17日）は家庭保育を推進するために自宅保育の協力をお願いしています。

8　保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

※　但し、土曜日は午後2時までの保育をお願いします。

(1)　保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2)　保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、16時から18時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9　食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1)　食事の提供方法

自園調理（調理業務はプロバイダー株式会社が行います。）

(2)　食事の提供を行う日

保育を提供する日は、原則毎日食事の提供を行います。

ただし園外保育などの行事日はお弁当の持参をお願いします。
児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。（土曜日のおやつはありません）

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
1歳児	10時頃	11時頃	15時頃	
2歳児		11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※　献立表及びお弁当持参日は毎月別途お知らせします。

(3)　アレルギー対応状況
原則、除去食に対応
食物アレルギー対応マニュアル有

(4)　栄養士の配置状況

職務の内容	員数	備考
園児の栄養指導及び管理	1	※　業務委託先の規定による

※　食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10　利用料金

(1)　特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）
支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2)　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については、別途お知らせします。

11　特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12　利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13　利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1)　園児が小学校に就学したとき

(2)　児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3)　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14　嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1)　内科、歯科

医療機関の名称	かつらぎクリニック
医院長名又は医師名	桂木　啓和
所　在　地	大阪市住之江区御崎 5-2-21
電　話　番　号	０６-６６８６-５７８６

(2)　歯科

医療機関の名称	西田こども歯科
医院長名又は医師名	西田　宜弘
所　在　地	大阪市住之江区南加賀屋 2-8-25
電　話　番　号	０６-６６８１-５５５７

15　緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16　非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機　有　・誘　導　灯　有 ・ガス漏れ報知機　有　・非常警報装置　有 ・非常用電源　無　・スプリンクラー　無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理　有
避難・消火訓練	避難訓練は毎月１回以上、消火訓練は年１回以上実施します。

17　虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

(1)　年に２回職員に対して虐待防止研修を実施

(2)　虐待防止マニュアルの作成、運用

18　要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者　奥野　幸子 ・ご利用時間　８：３０～　１８：００ ・電話番号　０６-６６８５-５６０９ ＦＡＸ　０６-６６８６-４５１９ 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤　遵	電話番号　０６-６７６１-１１７１ 役職　大阪私立保育園連盟　代表

19　利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	賠償責任保険
保険の内容	死亡、後遺障害、疾病入院
保険金額	２億円（対人）、５億円（１事故）、１千万（対物１事故）

20　園児の利用状況（毎年度５月１日現在）

	令和７年度	令和６年度	令和５年度
０歳児	１人	０人	４人
１歳児	４人	10人	10人
２歳児	10人	12人	13人
３歳児	12人	13人	12人
４歳児	13人	12人	12人
５歳児	12人	12人	13人

21　第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項　　目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	なし	
自己評価の実施状況	なし	

22　子ども・子育て支援法第39条第３項、第５項の規定により公表・公示された旨

なし（有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載）

23　当園におけるその他の留意事項

喫　煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
園児の服装	２歳以上児の園児は、体操服の着用して下さい。

24　非常災害時の保育の取り扱いについて

災害が発生した場合、職員のみでは一時的な避難はできますが、長時間における避難は困難です。お子さんの安全のため速やかにお迎えをお願い致します。

○台風の場合（暴風警報発令時）

午前７時で暴風警報が発令されている場合…終日休園になります。
自宅待機してください。

午前７時以降に発令された場合　…休園になりますので速やかにお迎えをお願いします。
（午前７時以降に解除されても保育園の安全を確認するため休園になります。）

○地震の場合…次のどちらかに該当する場合は終日休園になります。
自宅待機してください。

また保育中に発生した場合も休園になりますので速やかにお迎えをお願いします。

1) 大阪市内が震度５弱以上の地震が発生した場合
2) 大阪市内のＪＲ環状線、地下鉄、南海線のどれかがが地震により運行を停止した場合

○その他の地域的災害が発生した場合（津波、大火事、停電など）

災害により大阪市内のＪＲ環状線、地下鉄、南海線のどれかがが運行を停止した場合
地域及び保育園のライフラインが損害を受ける場合や火災などにより園児の安全が確保できないなど保育の実施が困難な場合

※保育中に発生した場合も休園になりますので速やかにお迎えをお願いします。

24-2　非常災害時の保育の取り扱いについて（別添）

(1)風水害の場合

	開園前	保育時間中
・暴風・暴風雪警報 発表 ・危険警報（大雨・土砂災害・高潮） ・特別警報（大雨・高潮・暴風・暴風雪・大雪・波浪）発表	臨時休園とする。	・警報発表後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。
・大阪市が河川氾濫の「警戒レベル３（高齢者等避難）」以上発令 〔気象庁が発表する「警戒レベル３相当」は含まない。〕 ・高潮に関する大阪府市からの早めの避難の呼びかけがあった場合	臨時休園とする。	・避難情報発令後は臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは保育を継続する。 ・想定される浸水の深さに合わせて、清江小学校をはじめとする浸水の可能性のない安全な場所へ避難する。

(2)地震の場合

	開園前	保育時間中
市内24区のいずれか１区でも震度５弱以上を観測	・保育開始前に地震が発生した場合は、当日は臨時休園とする。 ・保育終了後に地震が発生した場合は、翌日は臨時休園とする。	・臨時休園とし、保護者へお迎えを依頼する。 ただし、児童全員の引き渡しが完了するまでは、施設内の安全が確保できる場所で保育を継続する。 ・状況に応じて清江小学校をはじめとする安全な場所へ避難する。

（3）津波の場合

	開園前	保育時間中
津波警報・大津波警報発表に伴う避難指示発令測	臨時休園とする。	・避難指示発令後は臨時休園とする。 ・避難指示が発令された場合は、直ちに清江小学校または３階以上の安全な場所へ避難する。 ・安全を確保したのち、保護者に連絡し、お迎えを依頼する。 児童全員の引き渡しが完了するまで、保育を継続する。

別　表

1　保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項　目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
給食に係る費用	幼児主食費	月額　3,000　円
	幼児副食費（所得等により免除あり）	月額　5,000　円
行事費	子どもの各行事に要する費用 （誕生日会、七夕フェスティバル クリスマスプレゼント、芋ほり、運動会、 遊ぼう会、お遊戯会など）	月額　700　円
教材費	子どもが使用する教材費	月額　800　円

必要な方に次の費用を求めます。

項　目	内容、負担を求める 理由及び目的	金　額 （消費税率や価格変動により変更有）
制服代（2歳以上）（サイズにより異なります）	カバン、帽子代 随時7千円程度	通園バッグ4,500 円 帽子720円（0才から毎年）他
	体操服上下	夏服上下4,230円、冬服上下6,300円～
用品代	個人教材など 年度当初平均4千円	例：製作帳580円、粘土720円 お便りノート340円など
紙おむつ+おしり拭き 使い捨てエプロン+ 手口拭き	「手ぶら登園」 定額サービス	月額　3,278円　（個人契約） 月額　877円　（個人契約）
写真代	希望者のみ	1枚　70 円～ （サイズ、カメラマン撮影により変動）
随時の施設外行事の参加費	実費（1,000円程度）	園外での音楽会や人形劇などの参加費 交通費（4,5才）

2　時間外保育に係る利用者負担

延長料金は、

短時間認定児の16時から18時までの分500円／30分です。

※　当園は、上記費用の支払を受けた場合は領収書を交付します。
ただし、自動引落により納入していただく諸費用につきましては、
希望される方にのみお渡しします。
現金の支払いやその他写真代などで諸費納入袋により納入していただいく
費用につきましては、諸費納入袋への領収印で対応しています。
別途領収書の発行を希望される方は、お申し出下さい。